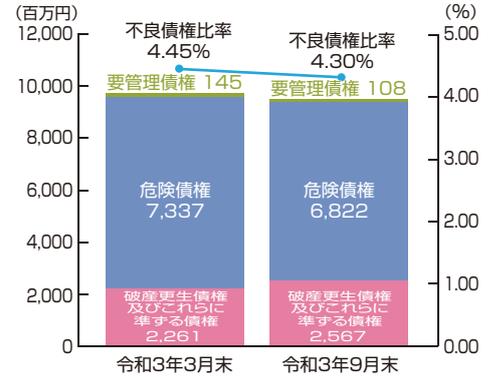




金融再生法の債権区分

(単位:百万円・%)

	令和3年3月末	令和3年9月末				
	開示残高	開示残高(A)	保全額(B)	担保・保証による回収見込額	貸倒引当金	保全率(B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,261	2,567	2,567	1,262	1,304	100.00%
危険債権	7,337	6,822	6,473	4,629	1,843	94.88%
要管理債権	145	108	93	81	12	85.98%
小計(再生法開示債権)	9,745	9,499	9,134	5,974	3,160	96.16%
正常債権	209,186	211,227				
総与信	218,931	220,726				
不良債権比率	4.45%	4.30%				



注：1.上記の令和3年9月末の計数は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類しております。

2.金融再生法の債権区分と債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権・・・実質破綻先、破綻先の債権

危険債権・・・破綻懸念先の債権

要管理債権・・・要注意先のうち、元金または利払いが3カ月以上延滞しているか、または貸出条件を緩和している貸出金

不良債権（再生法開示債権）の中には、担保や保証で保全されているもの等が含まれておりますので、全てが回収不能になるわけではありません。



有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	令和3年3月末			令和3年9月末		
	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	847	895	47	704	43
	社債	200	216	16	200	15
	その他	1,275	1,280	4	1,058	3
小計	2,323	2,391	68	1,962	2,025	62
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
合 計	2,323	2,391	68	1,962	2,025	62

その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	令和3年3月末			令和3年9月末			
	貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)	貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,140	999	140	1,180	1,022	157
	債券	57,379	56,341	1,038	70,704	69,504	1,199
	国債	9,802	9,388	414	10,685	10,251	433
	地方債	15,050	14,768	282	15,538	15,253	285
	社債	32,527	32,185	342	44,480	43,999	481
	その他	23,051	22,251	800	28,843	27,863	980
小計	81,571	79,592	1,979	100,727	98,391	2,336	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	971	1,124	▲152	1,151	1,327	▲175
	債券	54,425	55,221	▲795	43,260	43,636	▲376
	国債	8,261	8,389	▲127	10,147	10,187	▲39
	地方債	7,171	7,282	▲111	7,253	7,310	▲56
	社債	38,992	39,549	▲556	25,858	26,139	▲280
	その他	29,525	30,323	▲797	30,363	31,168	▲804
小計	84,923	86,669	▲1,745	74,775	76,132	▲1,357	
合 計	166,494	166,262	233	175,503	174,523	979	

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

内 容	令和3年3月末	令和3年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	17	13
組合出資金	-	-
合 計	27	23

